

ID: 194

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	道の駅たかねざわ元気あつぷむらの設置及び管理に関する条例 第11条第1項 (指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例 規 番 号	令和元年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、別表第2に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めた利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、承認を受けた利用料金を速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の利用料金を自己の収入とすることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日